

災害時における物資調達に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社旭川工場（以下「乙」という。）は、災害時における避難所運営に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の調達について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して協力を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（物資の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に調達を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

- (1) 段ボールシート、段ダンボールケース等の段ボール製品
- (2) その他乙の取扱商品

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資調達の協力を求めることができる。

2 甲が乙に協力を求める場合、要請書（様式第1号）に必要な事項を明記して要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り協力するものとする。

2 乙は、甲の前条の要請を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
3 乙は、自身の被災等で前条の要請に応じる事が困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の納入）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとし、甲の職員が確認の上、納入するものとする。

（協力の報告）

第7条 乙は甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するのものとする。

(経費の負担)

第8条 この協定により乙に発生した経費は、法令その他に特段の定めがある場合を除くほか、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(経費の請求及び支払)

第9条 前条の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更する場合においても同様とする。

2 甲は乙に対して、取扱商品、在庫品目等の資料の提出を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将



乙 旭川市工業団地2条2丁目2-31

レンゴー株式会社旭川工場

工場長 田上 昌

